

令和3年度（2021年度）入門的研修実施事業実施要綱

1 事業の目的

介護未経験者が介護に関する基本的な知識を身に付けるとともに、介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶことができるよう、介護に関する入門的研修（以下「研修」という。）を実施することで、介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護の業務に携わる上での不安を払拭することにより、多様な人材の参入促進を図る。

2 実施主体

北海道

3 事業の委託

道が適当と認めた事業者に委託して実施する。

4 委託期間

（委託契約締結日）から令和4年（2022年）3月31日まで

5 委託業務の概要

（1）研修の周知のための普及啓発物の作成・配布

受託者は、本事業の趣旨、研修の開催場所・期間、申込先等を記載した普及啓発物（リーフレット・パンフレット等）を作成し、介護事業所団体、及び道内の介護サービス事業者等へ配布するとともに、受託先のホームページで公表すること。

（2）映像講義DVD及び教材の作成・更新

受託者は、（3）の研修の実施に先立ち、必要に応じて、研修で用いる映像講義を収録したDVD及び教材を作成・更新すること。

ア 研修内容及び時間数

映像講義による研修内容及び時間数は、別表のとおりとする。

令和2年度に道が作成した映像講義DVDは、受託者に供与を行うものとするが、効果的な研修の実施のために必要と認められる場合は、研修内容の追加及び更新をすることができる。

イ 講師

研修内容の追加及び更新にあたり、映像講義を担当する講師は、担当する内容に関し、十分な知識、経験を持つ者を充てること。なお、研修実施の際は、研修会場に補助職員を配置し、講義内容及び介護に関する質問や相談への対応など、習熟度等に応じたきめ細かなフォロー対応をすること。

ウ 映像講義DVD及び教材

（ア）映像講義DVD及び教材は、アの研修内容及び時間数を満たし、研修を効果的に実施が行える内容とすること。

（イ）映像講義DVDの講師の選定、研修シラバスの策定、教材内容の作成方針の決定に際しては、当該分野の学識経験を有する者等の意見を十分に踏まえること。

（3）研修の実施

受託者は、（2）で作成した映像講義DVD及び教材を用いて、次のとおり研修を実施すること。

ア 研修対象者

企業等で定年退職を予定している者、中高年齢者、子育てが一段落した者の他、地域住民や学生等

イ 実施箇所

（ア）道内14総合振興局〔振興局〕管内：各1回以上

（イ）研修を希望する官公庁及び民間企業等：7回以上

ウ 受講定員

（ア）石狩振興局管内：約100名

（イ）（ア）以外の総合振興局〔振興局〕管内：約30名

（ウ）研修を希望する官公庁及び民間企業等：約20名

エ 研修受講料

無料

オ 新型コロナウイルス感染症への対応

(ア) 北海道スタイルを遵守すること

(イ) 道内感染状況に応じて、会場及び定員の変更、実施の中止または延期などについて道と適宜相談し決定すること。

(4) 修了証明書の交付

受託者は、基礎講座及び入門講座の研修を修了した研修受講者に対して、修了証明書（様式第1号）を交付すること。

なお、基礎講座のみ又は入門講座のみの研修を修了した研修受講者にも修了証を交付すること。

研修受講者について、氏名、性別、生年月日、市区町村名、修了課程、修了年月日、修了番号等必要事項を記載した研修受講者名簿（様式第2号）を作成し、管理すること。

(5) 研修を修了した研修受講者に対する就職等の支援

受託者は、研修を修了した研修受講者について、介護分野での就労を希望する者に対して、福祉人材センターや福祉人材バンクと連携し、効果的なマッチング支援を行うことにより、介護分野への参入を支援すること。

なお、研修を修了した研修受講者は、介護福祉士等の届出制度を活用して、福祉人材センターに対する届出を受け付けることとしていることから、研修を修了した研修受講者に対して当該届出制度の周知を図るよう努めること。

(6) 映像講義DVD及び教材の貸与

受託者は、道内の市町村に対し、映像講義DVD及び教材の貸与を希望を、予め聴取した上で、必要な貸与を行うこと。

また、貸与された映像講義DVD及び教材により実施された研修を受講し、研修を修了した研修受講者に対しては、(4)により受託者が修了証明書（様式第1号）を交付するとともに、研修受講者名簿（様式第2号）を作成し、管理すること。

なお、受託者が貸与した全ての映像講義DVD及び教材は、委託期間内に必ず返却を受けるとともに、市町村から研修受講者名簿（様式第2号）及びマッチング支援実施報告書（様式第3号）を受領すること。

(7) 研修受講者アンケートの実施

受託者は、研修受講者に対するアンケート票の配布、集計・分析等の業務を行うこと。

(8) その他

道内14総合振興局〔振興局〕での研修については、基礎講座と入門講座の二段階とし、別表に定める福祉人材センターによる説明を必ず含むものとする。

また、官公庁及び民間企業等に対する研修については、基礎講座と入門講座のいずれかを完了すれば良いものとし、受託者からの福祉人材センターに関する資料の配付を必ず行うものとする。

なお、事前に福祉人材センターによる説明や就労マッチングを官公庁及び民間企業等が希望する場合は、受託者はそれに応じなければならない。

6 報告書の作成

(1) 研修に関する資料（映像講義DVDを添付）

(2) 研修受講者名簿（様式第2号）

(3) 研修受講者アンケート票原本

(4) 研修受講者アンケート結果及びその分析（回答のあったアンケート票原本を添付）

(5) マッチング支援実施報告書（様式第3号）

7 成果物の提出

紙媒体1部、電子媒体（CD-R又はDVD-R）1枚

8 その他

(1) 業務を遂行する際に発生する著作権、肖像権等の権利関係については、受託者の責任により処理すること。

- (2) 受託者は、業務を遂行するにあたり、道と常に密接な連絡を取り、その指示及び監督を受けること。
- (3) 受託者は、業務の各段階において、必要に応じて道と協議を行い事務を進めるものとし、道の指示のもと随時報告を行うこと。
- (4) 受託者は、事業完了後、道が実施する事業効果等の検証をするための追跡調査等の実施に協力すること。
- (5) 委託契約書及び実施要綱に定めのない事項については、必要に応じ協議の上、定めるものとする。